

美容ライト脱毛機器

適合審査制度



JEPA 日本エステティック振興協議会

私たちは、エステティック業の健全化に向け、尽力します!!

美容ライト脱毛機器を製造販売・輸入販売する事業者は、美容ライト脱毛機器適合審査制度に則った機器の製造や商品導入を行い、美容ライト脱毛市場から事故をなくし、一日も早く「美容ライト脱毛トリートメント」が社会や行政監督官庁から認知していただけるよう努力していきます。

また、日本エステティック振興協議会は『美容ライト脱毛エステティシャン認定試験制度』の早期実現のためにも尽力してまいります。

美容ライト脱毛機器の安全性を高めるために

当振興協議会は、平成25年1月に自主基準の「美容ライト脱毛機器適合審査制度」を制定しました。この制度は、お客様が美容ライト脱毛トリートメントを受ける機器は安心・安全なものでなくてはならないと考え、一般社団法人日本エステティック協会、一般社団法人日本エステティック業協会、並びに一般社団法人日本エステティック工業会の協力を得て、安全基準を作成し、市場から事故の撲滅を目標に制定したものです。

美容ライト脱毛機器での事故をなくしてゆくために・・・

- ☑美容ライト脱毛機器適合審査制度に合格した機器を使用すること
 - ☑技術者の皆さんに対し、正しい皮膚理論などの習得とたゆまない教育が繰り返されること
 - ☑正しい機器の使用方法を熟知すること
 - ☑製造販売あるいは、輸入販売事業者から確実なメンテナンスサービスの提供が受けられること
- 以上、4つの重要な要件です。

適合審査合格の美容ライト脱毛機器で事故撲滅へ!!

平成13年11月8日に厚生労働省が各都道府県衛生主管部宛に通知した「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」は皆様すでにご承知のことと思います。

エステティックサロンで行う脱毛トリートメントの最中は、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊しているかどうかは確認できず、トリートメントを受けた後、お客様に皮膚疾患傷害が生じ、被害届が提出されたときに初めて法律に照らし処分が行われることになります。確かに、この通知がある以上これを遵守することは大切なことであり、これには前述したように「安全な機器を使用していること」、「正しい知識で対応すること」、「製造事業者から導入講習を受けたエステティシャンがトリートメントを行うこと」、更には「メンテナンスサービスを怠ることなく常に機器が正常に動作できる環境を保持すること」で事故は防げると確信します。

日本エステティック振興協議会は、お客様への「安心」「安全」目線に立ち、機器の安全性確保には今までにない厳しい基準を制定し、「性能の試験審査」、「安全機能審査」、「光測定審査」、「電気安全試験審査」、など多くの審査項目を設けて、第三者の公的認定試験機関に安全基準に基づいた適合試験を委ね、その結果をもとに厳正に判定を行い適合証明し、適合に合格した機器には、その証として1台ずつに適合証明シールを貼付してサロン様にお届けしています。

適合証明書 ・ 適合シール ・ サロン証



【適合証明書】



【適合シール】



【サロン証】

美容ライト脱毛適合審査制度の留意点

1. 適合審査に合格したと言っても不用意なご使用は事故につながる恐れがあることを認識してください。
2. 日本エステティック振興協会が行う「美容ライト脱毛安全講習会」を受講し、正しい脱毛トリートメント方法を習得する他、製造販売・輸入販売会社による美容ライト脱毛機器取扱講習会に必ず参加し、機器の仕様及び性能、並びに使用方法を正しく理解してください。
3. 消費者の安全を確保するため、エステティシヤンの技能向上のための教育を徹底してください。

日本エステティック振興協会からのお願い

サロン経営の皆様へ

1. 経営者の皆様ご自身が美容ライト脱毛機器の知識を十分持ち、エステティシヤンの皆様への教育をより徹底していただくことをお願いいたします。
2. 純正の部品以外を使用した場合、適合証明機器は、非該当になりますので、ご注意ください。
この場合、製造物責任保険（PL 保険）の適用からも除外されます。
3. セルフ脱毛のために使用しないでください。

製造販売・輸入販売企業の皆様へ

安易な説明だけで美容ライト脱毛機器を販売するのではなく、発生するかもしれないリスクを必ず説明することを徹底していただきますようお願いいたします。

美容ライト脱毛適合審査機器のラインアップ

平成25年1月より美容ライト脱毛機器適合審査制度がスタートしました。

現在までに安全基準に適合した美容ライト脱毛機器についてご紹介します。

〔平成25年4月30日 現在〕

株式会社スカンジナビア

URL <http://www.powerlite.jp>

〒153-0061 東京都目黒区中目黒 3-3-2 EGビル 4階 TEL 03-5768-2921

		
POWERLITE PRO55 (型式番号 LA-31100)	POWERLITE PRO35 (型式番号 LA-21100)	POWERLITE 400NE (型式番号 LA-42110)
適合証明番号 1202-1-1105 (1)	適合証明番号 1202-1-1106 (1)	適合証明番号 1202-1-1207

株式会社トマトI n c

URL <http://www.tomato-inc.net>

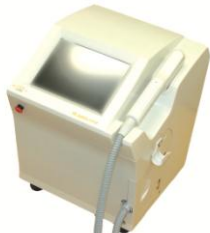
〒465-0017 愛知県名古屋市名東区つつじが丘 121 第1トマトビル TEL 052-726-9027

	
Silky Light II (型式番号 SL II -D)	Silky Light New R (型式番号 SL-R)
適合証明番号 1303-1-0801 (2)	適合証明番号 1303-1-1202

株式会社モアシステム

URL <http://www.more-system.jp>

〒460-0026 愛知県名古屋市中区伊勢山2-9-6 ITビル・金山5階 TEL 052-339-2161

	
PLASMA 2008 (型式番号 PLA-2008) 適合証明番号 1601-1-0801 (2)	PLASMA Mora (型式番号 PLA-Mora) 適合証明番号 1601-1-1102

株式会社新日本科学製作所

URL <http://www.snkss.jp>

〒180-0023 東京都武蔵野市境南町 2-8-4 TEL 0422-31-6401

		
FEERIQUE FV2 (型式番号 FE-FV02) 適合証明番号 1205-1-0901 (1)	MIPLEA (型式番号 MP-01) 適合証明番号 1205-1-1002 (1)	epiAce (型式番号 EA-EX2) 適合証明番号 1205-1-1003 (1)
		
CLEAR/SP (型式番号 CL-SP2) 適合証明番号 1205-1-1004 (1)	FEERIQUE FV3 (型式番号 FE-FV03) 適合証明番号 1205-1-1005 (1)	FEERIQUE FV4 (型式番号 FE-FV04) 適合証明番号 1205-1-1006

株式会社コンフォートジャパン

URL <http://www.renaissance-gt.com/>

〒220-0023 神奈川県横浜市中区平沼 1-1-3 横浜オーシャンビル 6 階 TEL 045-411-5051

		
ルネッサンス－e－ (型式番号 KL－106) 適合証明番号 1101-1-1301	ルネッサンス－GT－ (型式番号 KL-208) 適合証明番号 1101-1-1302	ルネッサンス－Z－ (型式番号 KL-206) 適合証明番号 1101-1-1303

株式会社リッシュプラス

URL <http://www.riche.co.jp>

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3-20-2 第 17KT ビル 6 階 TEL 052-950-0808


Air Cool Flash Junior (型式番号 ACFJ-090000) 適合証明番号 1801-1-1003 (1)

今後も適合審査に合格した美容ライト脱毛機器を日本エステティック振興協議会ホームページで随時ご紹介していきます。
そちらも併せてご確認ください。

日本エステティック振興協議会ホームページ <http://esthe-jepa.jp>

エステティック業界初の 美容ライト脱毛統一自主基準の構築

日本エステティック振興協議会は、エステティック業界初の美容ライト脱毛統一自主基準を構築いたしました。

この統一自主基準は、「美容ライト脱毛機器適合審査制度」と「美容ライト脱毛教育制度」の二つで構成されています。

すべてのエステティックサロンがエステティック業界初の美容ライト脱毛統一自主基準に参加し、エステティックサロンでトラブルがないことが実証された時、行政や社会的認知につながることを期待されます。



美容ライト脱毛への取り組み

日本エステティック振興協議会では、「美容ライト脱毛機器適合審査制度」を運営いたします。

この制度は、美容ライト脱毛機器について多くの安全基準を定め、第三者試験機関の試験評価を経て、美容ライト脱毛機器の安全性が証明されます。

また美容ライト脱毛教育制度は、安全講習会から認定美容ライト脱毛エステティシャン講習会までを用意し、より充実した内容で実施いたします。

さらに、適合証明された美容ライト脱毛機器を使用しているエステティックサロンには「適合機器導入エステティックサロン店舗シール」を貼付し、消費者が「安全」「安心」のエステティックサロンであることを確認できるようにいたします。



日本エステティック振興協議会

(一般社団法人日本エステティック協会 内)

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-12 CTS 麹町ビル4階

TEL 03-3230-2207 FAX 03-3230-2208

(1)

エステティック ジャーナル

© 禁無断転載

日本エステティック振興協議会が重大発表!!

「業界統一美容ライト脱毛制度」を制定

消費者の安全安心を確保し美容ライト脱毛の健全発展をめざす



記者会見で挨拶する日本エステティック振興協議会 荘司礼子理事長



2013
1月
No.443
年間購読料 6,000円 (税・送料込)

日本エステティック振興協議会(社)司礼子理事長
では「美容ライト脱毛」に関する業界初の統一制度を構築し、その内容を発表した。

一般社団法人日本エステティック協会、一般社団法人日本エステティック工業会の三団体で構成し、行政、消費者センター、国などの業界窓口になっている「日本エステティック振興協議会」は、一月二十三日、青学会館アイビーホールにおいて、業界初となる「業界統一美容ライト脱毛制度」を制定し、その発表記者会見を開催した。

「業界統一美容ライト脱毛制度」の制定にあたっては、振興協議会内部に専門委員会を組織し制度を検討、構築してきた。

今回発表された業界統一美容ライト脱毛制度は、「美容ライト脱毛自主基準」、「美容ライト脱毛エステティシャン教育制度」、「美容ライト脱毛機器適合審査制度」で構成されており、使用する美容ライト脱毛機器と施術を行う脱毛技術者の両輪で安全・安心の確保ができるような制度となっている。

●美容ライト脱毛自主基準

日本エステティック振興協議会がすでに制定し普及している「エステティック業統一自主基準」に則り、それに制定されていなかった美容ライト脱毛の具体的な施行基準を明確にするため、新たに「美容ライト脱毛自主基準」が制定された。

●美容ライト脱毛エステティシャン教育制度

美容ライト脱毛を施術しているエステティシャン

を対象とした基礎教育は、すでに美容ライト脱毛安全講習会として、二〇二二年三月十一日の第一回開催より、昨年十月十七日の第六回開催まで、合計六六一名の受講者を輩出しており、引き続きこれを継続実施していく。

二〇二三年度の美容ライト脱毛安全講習会は、東京(二月十九日、大阪(十月八日)、福岡(十一月十九日)の開催が予定されている。同講習会は、第二回目からの累計で、一〇〇〇名以上を目指している。

新たに創設する「認定美容ライト脱毛エステティシャン講習会」は、高度な専門知識を付加した講習会とし、認定美容ライト脱毛エステティシャンの資格制度として位置づけ、二〇二四年春の開始を予定している。

●美容ライト脱毛機器適合審査制度

日本エステティック振興協議会は、安全確保を起点に美容ライト脱毛機器適合審査制度の安全基準を制定し運用する。

日本エステティック振興協議会では、業界統一美容ライト脱毛制度により、エステティシャンが自信を持って、誇りを持って、安全・安心を第一に考えて施術できるように、それを健全な業界発展につなげていきたい、としている。

「業界統一美容ライト脱毛制度」に関する詳しい内容や問い合わせは次へ。

※日本エステティック振興協議会
TEL 03・5501・1801
(関連記事2面～3面)

エステティック業界におけるこれまでの脱毛事情

現在のエステティック業界において、脱毛サービスは主流となっている。これは「美容ライト脱毛」である。この「美容ライト脱毛」は、脱毛機器等の研究開発が進み、これまでのワックス脱毛、美容電気脱毛などと比較して、効率や効果が飛躍的によくなり、ほとんどのサロンで美容ライト脱毛が採用されている。

しかし、美容ライト脱毛に関しては、ヤケドなどのトラブルが起因して、医師法違反容疑の逮捕事件が続いたり、有罪判決が出るなどの問題を抱えながら営業されているのが現実である。エステティック業界では、「美容ライト脱毛」の安全・安心の確保が何よりも重要であるという事実から、二〇一〇年度より、サロンで使用する美

エステ業界における脱毛の法的位置づけと厚生労働省医事課課長による通達内容

「美容ライト脱毛」自主規制は、美容ライト脱毛サービスを行っているサロンと美容ライト脱毛機器販売業者が、より多く参加することにより、業界全体の行動となつてはじめて消費者センター、行政、警察等の理解が得られ社会的認知が獲得できるものである。

「美容ライト脱毛」自主規制は、美容ライト脱毛サービスを行っているサロンと美容ライト脱毛機器販売業者が、より多く参加することにより、業界全体の行動となつてはじめて消費者センター、行政、警察等の理解が得られ社会的認知が獲得できるものである。

その点から考えると、日本エステティック協会、日本エステティック業協会、日本エステティック工業会の三団体で構成され、行政や消費者センターなどの窓口になっている、日本エステティック振興協議会が、「美容ライト脱毛」自主規制」を発表したことは、本当に大きな前進といえる。

日本にエステティックが産業として定着してから約四〇年である。その間の脱毛サービスは振り返ると、当初の主役は、何と云っても「美容電気脱毛」である。毛穴に専用のニードルを挿入し、微弱電流を流して脱毛する方法は、正しく施術すると永久脱毛効果が得られるため、ほとんどのエステティックサロンで行われ、大きな利益をもたらした。

しかし、美容電気脱毛は、毛根・毛乳頭を破壊して永久脱毛効果を得るため、しっかりと理論と技術を習得し、実践経験を積み重ねなければ安毛で有効な施術ができない。それゆえ技術者養成が大変困難で時間がかかった。未熟な技術者による施術でトラブルや事故も起きた。

また、美容電気脱毛をめぐる、一部の医師グループが、脱毛治療を独占したいがため、厚生労働省医事課長の見解を引き出すなど、エステティック業界に様々な横槍を入れた。その指導していく必要がある。

容ライト脱毛機器に関しては、日本エステティック工業会が「美容ライト脱毛機器適合審査制度」そして日本エステティック振興協議会が「美容ライト脱毛機器」に関する技術者のための「美容ライト脱毛安全講習会」を実施してきた。

美容電気脱毛は、毛根・毛乳頭を破壊して永久脱毛を行う行為である。その美容電気脱毛の事故が起因して、医師法違反容疑に問われ逮捕裁判になった事件は五件ほどあるが、いずれも不起訴、または起訴猶予となり、有罪となつたケースは一件もない。

そして、エステサロンにおける美容電気脱毛が、大きな騒動を突発したのが、平成九年十月二十六日に開催された、第百四十一回国会衆議院厚生委員会であった。当時の厚生大臣は、小泉純一郎氏である。この国会において、小泉厚生大臣と小野昭雄厚生省生活衛生局長は「美容電気脱毛について、次のような答弁を述べた。

「医事課課長の電気脱毛は医療行為であるという見解は、医学等の進歩により変わりをえる。電気脱毛に関しては、最新の電気脱毛機器の性能が向上し、可逆的な違法性がなく認められるケースもある。今後は、エステ業界が技術レベルを向上させ、営業の適切な受当が図られるよう指導していく必要がある。

容ライト脱毛機器に関しては、日本エステティック工業会が「美容ライト脱毛機器適合審査制度」そして日本エステティック振興協議会が「美容ライト脱毛機器」に関する技術者のための「美容ライト脱毛安全講習会」を実施してきた。

美容電気脱毛は、毛根・毛乳頭を破壊して永久脱毛を行う行為である。その美容電気脱毛の事故が起因して、医師法違反容疑に問われ逮捕裁判になった事件は五件ほどあるが、いずれも不起訴、または起訴猶予となり、有罪となつたケースは一件もない。

そして、エステサロンにおける美容電気脱毛が、大きな騒動を突発したのが、平成九年十月二十六日に開催された、第百四十一回国会衆議院厚生委員会であった。当時の厚生大臣は、小泉純一郎氏である。この国会において、小泉厚生大臣と小野昭雄厚生省生活衛生局長は「美容電気脱毛について、次のような答弁を述べた。

業界統一の「美容ライト脱毛自主規制」の意義と

国会でのこの答弁は、エステ業界にとって、これまでの医師法違反容疑を払拭できそうな大きな変力強い後押しとなった。この答弁を契機に、エステ業界では、美容電気脱毛の技術向上と安全のための自主的な取り組みを開始し、ほぼ合法的に脱毛行為ができる状態となった。

そんな時期に登場したのが、レーザー、フラッシュ脱毛、美容ライト脱毛であった。レーザー、フラッシュ脱毛は、急速な勢いで業界に普及し、エステ脱毛の主役となった。そして利益をもたらした。そうしたらまた、一部の医師グループが、レーザー、フラッシュ脱毛は医療行為と主張し、厚生労働省医政局医事課課長の次のような通達を引き出した。もちろん、通達が出されたのは、エステ業界による度重なる消費者トラブルやヤケド事故なども大きな要因としていた。

「用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線またはその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭・皮脂腺開口部等を破壊する行為は医師法違反となる。」

この医師課長の通達は、エステサロン等が、レーザー、フラッシュ脱毛でヤケド事故を起こし、警察に逮捕され、裁判となった場合、検察側の証拠とされる重要な文書となつてしまった。その後、エステ業界は、ヤケド事故等からトラブールになり、解決できなかったお客様に警察に駆け込まれ、逮捕事件になるケースを繰り返している。

しかし、エステ業界では、美容ライト脱毛の営業が続けられてきた。

最近の脱毛市場をみると、大手脱毛専門サロンを中心に、新規客や冬の料金提示競争が激化して、消費者が、本当に安いのか高いのかおぼたない状態が続いている。ある部分を選んだ脱毛は千円以下の料金のこところもある。

このような料金サービス競争で、医療機関での脱毛が衰退の一途をたどっている。もともと医療機関での脱毛は、高いサービスが悪い。医師が施術するケースが少なくないなど、問題も多かった。医療脱毛の衰退に伴い、今や一部の医療グループからのエステ脱毛パッシングもほとんど無くなっている。

新規客争奪の料金提示競争激化！医療脱毛の衰退傾向がくつきり

最近の脱毛市場をみると、大手脱毛専門サロンを中心に、新規客や冬の料金提示競争が激化して、消費者が、本当に安いのか高いのかおぼたない状態が続いている。ある部分を選んだ脱毛は千円以下の料金のこところもある。

このような料金サービス競争で、医療機関での脱毛が衰退の一途をたどっている。もともと医療機関での脱毛は、高いサービスが悪い。医師が施術するケースが少なくないなど、問題も多かった。医療脱毛の衰退に伴い、今や一部の医療グループからのエステ脱毛パッシングもほとんど無くなっている。

最近の脱毛市場をみると、大手脱毛専門サロンを中心に、新規客や冬の料金提示競争が激化して、消費者が、本当に安いのか高いのかおぼたない状態が続いている。ある部分を選んだ脱毛は千円以下の料金のこところもある。

最近の脱毛市場をみると、大手脱毛専門サロンを中心に、新規客や冬の料金提示競争が激化して、消費者が、本当に安いのか高いのかおぼたない状態が続いている。ある部分を選んだ脱毛は千円以下の料金のこところもある。

最近の脱毛市場をみると、大手脱毛専門サロンを中心に、新規客や冬の料金提示競争が激化して、消費者が、本当に安いのか高いのかおぼたない状態が続いている。ある部分を選んだ脱毛は千円以下の料金のこところもある。

美容ライト脱毛安全講習会 開催のご案内

日本エステティック振興協議会では、お客様への「安心」「安全」を確保するための取り組みとして『美容ライト脱毛安全講習会』を開催しています。

この講習会は、専門家による教育講習を通して受講者の皆様に美容ライト脱毛に関する基礎的な知識を得ていただくことを目的としています。

- 「受講資格」
1. フェイシャル・ボディ・脱毛のいずれかの実務経験が6ヶ月以上ある方
 2. エステティックサロン経営者の方
 3. 製造事業者・販売事業者・輸入事業者のインストラクター、または営業担当者の方
- 上記3項目のいずれかに該当する方ならどなたでも受講いただけます。

現在サロンで使用中の機器のメーカー・種別は問いません。「美容ライト脱毛機器適合審査制度」に合格した機器以外をご使用の方でも受講いただけます。

「実施日・会場・定員・締切期日」

～ 大阪会場（第8回）～

日時 2013年10月8日（火） 受付：午前9時10分～ 開始：午前10時 終了：午後6時
会場 エルおおさか 定員 200名 締切 2013年10月1日（火）

～ 福岡会場（第9回）～

日時 2013年11月19日（火） 受付：午前9時10分～ 開始：午前10時 終了：午後6時
会場 博多バスターミナル9階 大ホール 定員 130名 締切 2013年11月12日（火）

※詳細については決定次第、日本エステティック振興協議会ホームページ(<http://esthe-jepa.jp>)にてご案内いたします。
なお、定員に達し次第、締め切らせていただきます。

「講習内容(予定)」

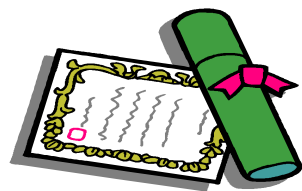
- ◎ 振興協議会が推進する美容ライト脱毛の基本的考え方と取り組み
- ◎ 美容ライト脱毛トリートメントにおける実務
- ◎ 美容ライト脱毛の有効性と安全性
- ◎ 衛生管理の基本
- ◎ 美容ライト脱毛機器の原理
- ◎ カウンセリングの実務
- ◎ 試験（合否判定あり）

（当講習会では、美容ライト脱毛機器を使用した実技講習はございません。）

「講習会終了試験の実施」

すべての講習会終了後に試験を受けていただきます。

試験は、美容ライト脱毛教育委員会が定めた判定基準に基づいて合否判定を行い、合格者には「合格証」を後日お送りいたします。



※美容ライト脱毛安全講習会への受講手続については下記ホームページ、または、講習会リーフレットでご確認ください。

ご不明な点は、当振興協議会 美容ライト脱毛教育委員会 事務局へお問い合わせください。

講習会お申込み・お問合わせ・・・

日本エステティック振興協議会 美容ライト脱毛教育委員会 事務局（一般社団法人日本エステティック協会 内）
TEL 03-3230-2207 FAX 03-3230-2208 URL : <http://esthe-jepa.jp>

【確認事項】

地震などの自然災害等において講習会が中止及び延期になった場合、講習会場までの交通費、並びに宿泊料金及びそれらにかかったキャンセル料金について日本エステティック振興協議会では一切負担いたしませんので、ご了承ください。

エステティックについての相談・お問い合わせ窓口のご案内

日本エステティック振興協議会では、消費者がエステティックサロンにおいて安心して安全で良質なサービスを受けることができるように、消費者およびエステティックサロンをサポートする 相談・お問い合わせ窓口を設けています。

◆エステティック消費者相談センター

受 付 月曜日・水曜日・金曜日 / 午後 12 時 30 分～午後 5 時

TEL 03-3595-5801 FAX 03-3595-5802

「美容ライト脱毛相談室」は、既存の「エステティック消費者相談センター」と緊密な連携を とり、美容ライト脱毛に関するすべての相談に対応します。

特に、脱毛機器に関連するご相談、施術トラブルに関連するご相談には専門的知識と経験を持った一般社団法人日本エステティック工業会の相談員が直接対応します。

◆美容ライト脱毛相談室（美容ライト脱毛トリートメントに関するトラブルおよび相談全般）

受 付 月曜日・水曜日・金曜日

午前 10 時～午前 11 時 30 分 午後 1 時～午後 4 時

TEL 0120-15-8310（フリーダイヤル）





日本エステティック振興協議会 事務局

(一般社団法人日本エステティック協会 内)

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12 CTS 麹町ビル 4 階

TEL 03-3230-2207 FAX 03-3230-2208

URL : <http://esthe-jepa.jp>

美容ライト脱毛機器適合審査制度についてのお問い合わせは……

日本エステティック振興協議会 美容ライト脱毛機器適合審査委員会

(一般社団法人日本エステティック工業会 内)

〒111-0055 東京都台東区三筋 2-2 4-8 エステ会館 7 階

TEL 03-6240-9910 FAX 03-6240-9930